

**住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)**

令和 年 月 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

住所

氏名

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

0 住宅の保有状況について（該当に○） 持ち家 ・ 借家

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所

2 床について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、 ① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）

② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ からなっています。）

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。）

- ☐ 屋根の下地材が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

●内容を確認するため、職員が現地へお伺いし状況確認及び写真撮影させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

（裏面に対象外リストあり）

対象外リスト

修理箇所	<u>対象外</u> となるもの（例）
玄関	靴箱などの収納スペース
居室	床の間、押入、クローゼット （壁・扉の修理を伴わない）壁紙・襖の張替え、（床修理を伴わない）畳の入替
廊下・階段	階段下収納などの収納スペース
キッチン	単独設置給湯器、ガスレンジ、電子レンジ、被災していない吊戸棚や水切り棚、 ガスレンジから IH システムキッチンへのグレードアップ
トイレ	2カ所以上あるトイレですべてが被災していない場合（1カ所でも使えるトイレがある場合は対象外）
浴室	一部損壊と判定されたもの
屋根	一部損壊と判定されたもの
車庫・物置	（対象外）
その他	・家電製品（エアコン、テレビ、電気ストーブ、電話機、照明器具、冷蔵庫、洗濯機、掃除機 など） ・カーテン、消耗品 ・グレードアップした設備（例：床暖房の新設、簡易キッチンからシステムキッチン、床からクッションフロアへの張替え など） ・すでに支払いが済んでいるもの